

平成22年5月25日

外国法事務弁護士の法人化に対する要望

日本弁理士会
会長 筒井大和

要望の趣旨

外国法事務弁護士が日本国において法人を設立することを認めるのであれば、当該法人が行いうる事務から、弁理士の業務を除外していただきたい。

要望の理由

法務省の外国弁護士制度研究会報告書(平成21年12月24日)は、我が国国内における外国法事務弁護士の活動に関し、法人形態による活動を認めようとしております。この措置は、隣接法律専門職である弁理士の業務のことを全く顧みておりません。ご高承のように、弁護士法第3条第2項は、「弁護士は、当然、弁理士および税理士の事務を行うことができる。」と規定しております。しかし、諸外国の様相をみれば、「弁護士が弁理士の事務ができる」としている国ばかりではなく、弁護士であるからといって当然に弁理士の仕事ができる状況にない国もあります（例、米国、中国）。

今般の外国弁護士制度研究会報告書における法人制度は、外国法事務弁護士が我が国国内において法人を設立すること並びに我が国国内において我が国の弁護士と共に法人を設立することを認めるものであり、我が国の弁理士が携わっている下記の業務に重大な影響を及ぼすだけではなく、制度の利用者たる産業界にも影響を及ぼすことが必至です。然るに、この点についての検討が全く欠落しております。

我が国弁理士の業務は要すれば次のようなものになっております。

1. 弁理士の専権業務である我が国特許庁に対する出願の代理業務（特に、諸外国から我が国特許庁に対する出願の代理業務）（弁理士法第4条第1項、同第75条）

2. 弁理士が携わっている外国出願関連業務（弁理士法第4条第3項）

そもそも各国特許庁に対する特許等の出願等の手続代理業務は、多くの国において当該国の弁理士等の国家資格者の専権業務であります。これは制度利用者である国民の共通の利益を守るためにあります。その一方で、日本国の中には、諸外国における特許庁あるいは知的財産権庁に対する出願の手続代理を行うことができず、諸外国の弁護士や弁理士に出願を依頼するためのいわば仲介業務を行うことができるのみです。また、多くの国あるいは米国の諸州において、原則としては、日本国の中には現地において当該国の弁理士あるいは弁護士と共に当該国特許庁に対する手続を行うための法人を設立することは認められていません。然るに、この度の外国弁護士制度研究会報告書が認めようとする法人は、日本国の中には諸外国で出来ないことを、諸外国の弁護士に対して日本国内において一律に出来るように認め、外国法事務弁護士が我が国の中と共同で法人を設立することによって、その設立された法人名で我が国特許庁に対する出願等の手続代理を行えるように認める一方的な措置を行うことを内容としております。特に、我が国の中の特許庁は法人による代理を認めているという特殊な事情がありますので、その問題は顕著であります。

すなわち、諸外国の国民の利益を代弁すべき外国法事務弁護士には日本国内における手続代理を認め、日本国民の利益を代弁すべき日本国の中は諸国外において手続代理が認められないという事態を招来します。

以上のような事情から、我々弁理士としては、相互主義の担保もない現状では、外国法事務弁護士が我が国国内において設立する法人の法人としての事務から我が国の中の業務を除外していただくことを強く要望致します。

以上